労働者の権利と労働三法

働く人の権利は、どのような法律で守られているか

日本国憲法

第27条：勤労の権利と義務。労働条件の基準は法律で定める　　第28条：団結権・団体交渉権・団体行動権（労働三権）

労働基準法

労働条件の最低の基準を定める

労働時間	1日8時間・1週40時間まで（原則）
休日	少なくとも週1日
賃金	通貨で、全額を、毎月決まった日に
その他	年次有給休暇、解雇の予告など

労働組合法

働く人が団結して、使用者と対等に話し合うことを守る

団結	労働組合をつくる・入る
団体交渉	賃金などについて話し合う
禁止	組合に入ったことを理由に

不利に扱ってはならない

労働関係調整法

働く人と使用者の争い（労働争議）を解決するしくみ

仲立ち	労働委員会が間に入る
方法	あっせん・調停・仲裁
団体行動	ストライキなど

（正当なものは守られる）

ほかにも

男女雇用機会均等法・育児・介護休業法・最低賃金法などがあり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がめざされている。

数値は原則で、例外がある。法律の内容は改正されることがあるので、使うときに確かめる。